

第8章 労働保険事務組合について

1 労働保険事務組合とは

労働保険事務組合とは、厚生労働大臣から認可された団体等であり、事業主が行うべき労働保険事務を委託することができます。

労働保険の加入手続や雇用保険の被保険者に関する手続等の労働保険事務は、専門の担当者を置くことが難しい中小零細事業主にとって、負担となっている場合が少なくないため、労働保険事務組合に労働保険の申告・納付等の各種届出等を委託することで、中小零細事業主の事務処理や、届出等の負担の軽減を図ることができます。

2 労働保険事務組合に委託した場合のメリット

- (1) 事業主自身の事務処理が軽減されます。
- (2) 保険料の額にかかわらず、保険料を年間3回に分けて納付できます。
- (3) 事業主及び家族従事者も労災保険に特別加入できます。

3 労働保険事務組合に委託することができる事業主は

企業全体で常時使用する労働者数が、

- ① 金融、保険、不動産、小売、飲食業・・・50人以下
- ② 卸売業、サービス業・・・・・・・・・・・・100人以下
- ③ 上記①②以外の事業・・・・・・・・300人以下

の事業主です。

4 労働保険事務組合に委託できる事務の範囲は

- (1) 保険関係成立届・雇用保険の事業所設置届の提出などに関すること。
- (2) 労働保険料などの申告・納付に関すること。
- (3) 労災保険の特別加入申請、変更、脱退申請等に関すること。
- (4) 雇用保険の事業所及び被保険者の届出に関すること。
- (5) その他労働保険の適用徴収についての申請・届出・報告などに関すること。

なお、印紙保険料に関すること並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求、雇用安定事業・能力開発事業に関する手続については、労働保険事務組合が行う事務から除かれています。

5 労働保険事務組合への委託料、委託手続は

それぞれの事務組合ごとに規約によって定められています。加入の問い合わせ等は、直接各事務組合にお尋ねください。なお、愛知労働局ホームページに県下の労働保険事務組合の名簿を掲載しておりますので参考にしてください。